

白山市エコハウス設備設置事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市民の居住する住宅において再生可能エネルギー設備又は住宅の環境性能を向上させる設備を導入することにより地球温暖化対策の推進を図るため、これらの設備の設置等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、白山市補助金交付規則（平成17年白山市規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅用太陽光発電システム 太陽電池を利用することにより太陽光を受けて発電し、住居部分に電力を供給するシステムをいう。
- (2) 住宅用蓄電システム 蓄電池部及び電力変換装置から構成される一体の装置により住居部分に電力を供給するシステムをいう。
- (3) HEMS 家庭での電力使用量等を自動で計測してエネルギーの可視化を図るとともに、電力使用量等を調整するなどの制御機能を有するシステムをいう。
- (4) 木質ペレット 間伐材、端材等の木材を粉碎したものを円筒状に固めたものをいう。
- (5) 木質バイオマスストーブ 木質ペレット又は薪を燃料とするストーブをいう。
- (6) 家庭用小型風力発電機 家庭への電力供給のため、風力で風車の羽根を回し、その回転運動を発電機に伝えて発電する設備をいう。
- (7) 住宅用太陽熱利用システム 住宅の屋根等への設置に適し、不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器及び蓄熱槽から構成され、給湯及び空調に利用するシステムをいう。
- (8) 開口部の断熱改修 既存住宅の窓のガラス交換、内窓設置、外窓交換及びドア交換をいう。

- (9) エコハウス設備等 住宅用太陽光発電システム、住宅用蓄電システム、HEMS、木質バイオマスストーブ、家庭用小型風力発電機、住宅用太陽熱利用システム及び開口部の断熱改修をいう。
- (10) エコーネットライト 一般社団法人エコーネットライトコンソーシアムにより策定されたHEMSにおける標準通信規格をいう。
- (11) 市民 本市に住所を有する者又はエコハウス設備等（開口部の断熱改修を除く。）が設置された住宅の購入により新たに本市に住所を有することとなる者をいう。

（補助金の交付対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、自己が所有し、かつ、居住する市内の住宅（住宅用太陽光発電システム、住宅用蓄電システム及びHEMSにあっては、店舗等との併用住宅を含む。）にエコハウス設備等の設置（開口部の断熱改修にあっては、施工業者に委託して行う当該改修の実施をいう。以下同じ。）を行う市民であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市税の滞納がないこと。
 - (2) エコハウス設備等の設置について、他の告示に基づく補助金（これに準ずる金銭を含む。）の交付を受けていないこと。
 - (3) エコハウス設備等の設置が営利を目的としたものでないこと。
 - (4) エコハウス設備等の設置を行う住宅が集合住宅でないこと。
- 2 自ら所有し、かつ、居住することを目的として、エコハウス設備等（開口部の断熱改修を除く。）が設置された市内の住宅を購入する市民が前項各号のいずれにも該当するときは、この告示に基づく補助金の交付対象者とする。
- 3 住宅用太陽光発電システムが設置された市内の住宅の購入に際して当該住宅に住宅用蓄電システムを設置した市民（住宅用蓄電システム及びHEMSをともに設置した者を含む。）は、当該住宅用太陽光発電システムが次条第1号（同号アを除く。）に該当するものであるときは、前項に規定する市内の住宅を購入する市民に該当するものとみなす。

（補助対象設備）

第4条 補助の対象となるエコハウス設備等は、次の各号に掲げる区分に応じ、

当該各号に定めるものとする。

- (1) 住宅用太陽光発電システム 次のいずれにも該当するもの
 - ア 住宅用蓄電システムと同時に設置されるものであること。
 - イ 未使用のものであること。
 - ウ 補助金の交付対象者となる者が購入するものであること。
 - エ リース品でないこと。
 - オ その設置が法令及び条例等に適合していること。
 - カ 設備の導入に関し、過去に本市から補助金（附則第2項各号に規定する告示による補助金を含む。）の交付を受けていないこと。
 - キ 太陽電池の公称最大出力の合計値が、2キロワット以上であること。
 - ク 電力会社と、太陽光発電設備の系統連系に伴う電力受給に関する契約を締結していること。
 - ケ 発電した電力を自らが居住する住宅（店舗等との併用住宅にあっては、個人住居部分。次号及び第3号において同じ。）において使用すること。
 - コ 配線方法が余剰配線であること。
 - サ 発電する電力量を測定できること。
- (2) 住宅用蓄電システム 次のいずれにも該当するもの
 - ア 住宅用太陽光発電システムと同時に設置されるものであること又は既設の住宅用太陽光発電システムに付加して設置されるものであること。
 - イ 前号イからカまでのいずれにも該当すること。
 - ウ 住宅用太陽光発電システムと常時接続し、当該システムにおいて発電する電力の充放電ができること。
 - エ 定置型のものであって、蓄電容量が2キロワット時以上であること。
 - オ 蓄電した電力を自らが居住する住宅に供給すること。
- (3) HEMS 次のいずれにも該当するもの
 - ア 住宅用太陽光発電システム又は住宅用蓄電システムと同時に設置されるものであること。
 - イ 第1号イからカまでのいずれにも該当すること。
 - ウ 住宅居住者が使用する空調、照明等の電力使用量を個別に計測し及び蓄積し、これらを可視化する機能を有すること。

エ エコーネットライトによる空調、照明等の電力使用量を調整するための制御機能を有していること。

オ エコーネットライトを標準的な通信方式として搭載していること。

(4) 木質バイオマスストーブ 次のいずれにも該当するもの

ア 第1号イからカまでのいずれにも該当すること。

イ 安定した燃焼を確保するため、燃料の定量的な供給ができる構造であること。

(5) 家庭用小型風力発電機 次のいずれにも該当するもの

ア 第1号イからカまでのいずれにも該当すること。

イ 風力で風車の羽根を回し、その回転運動を発電機に伝える方式で発電するものであること。

ウ 発電機の定格出力が200ワット以上であること。

(6) 住宅用太陽熱利用システム 次のいずれにも該当するもの

ア 第1号イからカまでのいずれにも該当すること。

イ 住宅の屋根等への設置に適していること。

ウ 不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器及び蓄熱槽から構成されるものであること。

エ 給湯及び空調に利用するものであること。

(7) 開口部の断熱改修 石川県が実施する住まいの省エネ促進事業費補助金（以下「県補助金」という。）の交付を受けた改修であって、次のいずれかに該当するもの

ア 既存窓ガラスの複層ガラス等への交換

イ 内窓の新設又は既存内窓の交換

ウ 既存窓又は既存ドアの交換

（補助対象費用）

第5条 補助の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、エコハウス設備等の設置に必要な費用及びこれと一体不可分の工事に要する費用（これらの費用について国又は石川県から補助金の交付を受けている場合は、当該補助金の額を控除した費用）とする。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の交付は、エコハウス設備等の種類ごとに、これを設置する住宅1件につき1回に限るものとする。

(補助金の交付申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(次項に規定する者を除く。)は、エコハウス設備等の設置を行う場合にあつては当該設置に係る工事の着工の日までに、エコハウス設備等が設置された住宅を購入する場合にあつては当該住宅の購入契約の締結日から1箇月以内に、必要書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、当該申請の期限を延長することができる。

2 開口部の断熱改修に係る補助金の交付を受けようとする者は、県補助金の交付額が確定した日から1箇月以内に必要書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、当該申請の期限を延長することができる。

3 市長は、前2項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、その旨(開口部の断熱改修に係る補助金の交付を決定したときにあつては、その旨及び当該補助金の確定額)を当該申請をした者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。

(代行者による手続)

第8条 申請者は、前条第1項の規定による申請に係る手続を、エコハウス設備等の販売等を業とする者(以下「代行者」という。)に代行させることができる。

2 代行者は、前項の規定により申請者の依頼を受けて手続を代行したときは、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、当該申請者に関して得た個人情報を適正に取り扱わなければならない。

3 市長は、代行者が偽りその他不正の手段により手続の代行を行った疑いがあるときは、必要な調査を行うことができる。

(報告等の求め)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、補助対象設備に関する報告及び本市が行う地球温暖化対策事業への協力を求めることができる。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による報告等の求めを受けたときは、これに誠実に対応しなければならない。

3 第1項の規定による報告等を求めることができる期間は、補助対象設備を設置した日から3年以内とする。

(申請書等)

第10条 この告示の実施に必要な申請書等は、次のとおりとする。

(1) 規則第3条に規定する補助金交付申請書(規則様式第1号)

(2) 規則第5条に規定する補助事業変更等承認申請書(規則様式第2号)

(3) 規則第6条に規定する補助金交付決定通知書(規則様式第3号)

(4) 規則第12条に規定する補助事業実績報告書(規則様式第5号)

(5) 規則第13条に規定する補助金交付確定通知書(規則様式第6号)又は補助金交付決定及び額の確定通知書(規則様式第6号の2)

(6) 規則第15条に規定する補助金請求書(規則様式第7号)

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年5月1日から施行する。

(白山市再生可能エネルギー設備設置事業費補助金交付要綱及び白山市自立・分散型エネルギー設備設置事業費補助金交付要綱の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 白山市再生可能エネルギー設備設置事業費補助金交付要綱(平成22年白山市告示第71号)

(2) 白山市自立・分散型エネルギー設備設置事業費補助金交付要綱(令和3年告示第167号)

(経過措置)

3 前項各号に掲げる告示(以下「旧告示」という。)の規定によりこの告示の施行日前までにされた補助金の交付申請に係る取扱いについては、この告示の施行後も、なお旧告示の例による。

4 HEMSの設置に係る工事の着工の日が令和5年4月1日から同月30日までの期間にある場合であって、かつ、当該HEMSと同時に設置される住宅用太陽光発電システム又は住宅用蓄電システムの設置に係る補助金の交付申請が旧告示により行われているときは、第7条第1項の規定にかかわらず、前項の規定により旧告示の例によることとされる住宅用太陽光発電システム又は住宅用蓄電システムの設置に係る実績報告書を提出する日までに、当該HEMSに係る補助金の交付の申請ができるものとする。

別表（第6条関係）

エコハウス設備等の区分	補助金の額（限度額）
住宅用太陽光発電システム	補助対象費用の2分の1に相当する額（5万円）
住宅用蓄電システム	補助対象費用の2分の1に相当する額（5万円）
HEMS	補助対象費用に相当する額（1万円）
木質バイオマスストーブ	補助対象費用の2分の1に相当する額（8万円）
家庭用小型風力発電機	補助対象費用に相当する額（6万円）
住宅用太陽熱利用システム	補助対象費用に相当する額（3万円）
開口部の断熱改修	補助対象費用の2分の1に相当する額（5万円）

備考 補助対象費用の2分の1に相当する額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。